

## 学術問題検討委員会の報告を受けて

評議員会一同

2021年8月11日付で学術問題検討委員会の報告書が評議員会に提出された。まずは、3回にわたる課題共有型円卓会議を開催することで当該問題をめぐる会員間の議論をうながし、それを踏まえた報告書までまとめてくださった、土山希美枝委員長はじめ、検討委員会の皆様に対し、厚く御礼申し上げたい。

委員長報告によれば、「学術会議問題について自治体学会としての対応の必要が検討され、しかしそれについて意見の一致をみなかった」とのことであるが、そもそも評議員会は検討委員会に対して一つの結論や賛否などの結果を出すよう求めたものではない。そのため、検討委員会も強いて結論を出そうとはしていない。しかし、他方で、「課題共有型円卓会議は一つの回答を導き出すものではないことはすでに触れたが、登壇者、参加者に共有された認識はあ(った)」とも書かれている。

そこで、まずは、具体的に「共通認識が得られ、大方の同意が得られた点」と「意見が食い違って、同意は得られなかった点」が何であったのか、下記、委員長報告から抜粋する。

### 「共通認識が得られ、大方の同意が得られた点」

- ・ 任命拒否という行為については是非ともにあるが、いずれにしても、拒否について「説明する責任」は任命側にあるということ。
- ・ 自治体職員という個人だけでなく、自治体という機構でも、国との関係や「自治」をめぐる現場の閉塞感、限界があり、さらにその背景にある日常的な職務と自治の理念との乖離は、2020年代の自治体にさまざまな構造的課題があることを可視化させていること。
- ・ 自治体と国の関係、組織内部の構造、利害関係をはらむ政策課題に対峙する個人の「したたか」な奮闘を支える一方、個人では超えきれない課題を共有し提起する場となり、「ネットワーク」として機能することが、自治体学会の根幹にある役割といえるのではないかということ。
- ・ 学会員の立場や認識の違いを単に「多様性」という言葉を与えるだけで済ませるのではなく、この「多様さ」をふまえた「われわれ」が集まる自治体学会が、自治をめぐるこうした現実を前に、なお自治の充実のために何を目指し、何を共有するかを、学会員の参加を得て議論し言語化し続けることが重要であるということ。
- ・ 臨時評議員会からまもなく、自治体学会の有志による声明や、議員研究ネットワークからの意見書が発表されたが、それらは自由な会員の意思表示の活動であり、こうした活動の存在自体が自治体学会にとって価値あることであること。

### 「意見が食い違って、同意は得られなかった点」

- ・ 分権改革後から2020年代の現在に至る「自治」と自治体学会のあり方そのものへの理解。
- ・ 「自治体職員の政治活動」についての理解や認識。
- ・ 声明等(自治体学会の有志による声明や、議員研究ネットワークからの意見書)について、学会のホームページに掲載されるべきか否かに関する意見。

以上を踏まえ、評議員会としては、次のような総括を行い、今後より良き自治体学会のあり方を探求していくための一里塚としたい。

1. 日本学術会議の新会員候補として推薦されていた 6 名が首相によって任命拒否された問題に対し、自治体学会として声明を出すに至らなかったこと理由は、自治体学会が「多様な主体」によって構成される「ネットワーク」組織であるという特性に求められる。すなわち、会員に多様な考え方があり、それを無理やり一本化することは避けるべきとの判断により、自治体学会としての声明を出すことはあえてしなかったと考えるべきである。

なお、この点に関しては、以下で示す大森彌・顧問のかつての文章が今なお示唆に富んでおり、振り返られるべきであろう。

\*\*\*\*\*

「いかに実践志向をもつとはいっても、...(中略)...地方自治をめぐる時事的制度的問題についてメンバーないしその自治体へアンケート調査を行って、その多数意見を『学会の名前』で公表してゆくやり方をするような学会になるのであろうか。党派的、イデオロギー的立場が異なり自由意思をもつ何千何百人もの『研究者』の結社が政策的意見を一本の文章で世に問うことなどよほどの事態ではなからうか。学会を名乗る以上、政策的意見を一本で発表するなどの対外活動を、どのように考えるかは、きわめて重要な学会の基本的あり方にかかわるであろう。」(大森彌「自治体学会と自治体職員の知的躍動」自治体学会編『NETWORKING 人と情報の連環を求めて』(自治体学会設立総会・記念シンポジウム報告書)第一法規、1987年、332～333頁)

\*\*\*\*\*

2. とはいえ、今回の任命拒否について「説明する責任」が任命者側にあることについては、学術問題検討委員会による課題共有型円卓会議を通じて、参加者によって共有されていることが明らかになった。「説明を求めること」は、(いかなる政策的選好に対しても中立的に開かれており、)特定の政策的選好を示すものではなく、「政策的意見」の表明には当たらない。

3. しかしながら、そうだとすると、説明責任を求める行動をとることによって、何らかの不利益が生じてしまうのではないかと不安を抱く会員が一定数存在するのも事実である。そして、不利益が生じる可能性を完全に否定することもできない。不安を感じさせるような社会的現実があるのである。地方自治の文脈で言えば、「自治」の理念と乖離した実態と現場の閉塞感がそれである。

4. こうした状況の中で、個人の「したたかな奮闘」を支え、個人では超えきれない課題を共有し、提起する場となり、「ネットワーク」として機能することが、自治体学会の役割としてこれまで以上に求められている。そのためには、学会員の幅広い参加を得て、自治の現実と向き合い、自治の充実に目指した議論を重ね、言語化し続ける必要がある。

以上